

災害時における妊産婦等への医療救護活動及び支援等に関する協定書

上田市(以下「甲」という。)と一般社団法人長野県助産師会上小地区(以下「乙」という。)とは、上田市内で地震や風水害等の大規模災害が発生した場合(以下「災害時」という。)における妊婦、産婦、じょく婦、新生児及び乳幼児(以下「妊産婦等」という。)への医療救護活動及び支援等に関し、次のとおり協定を締結する。

(総則)

第1条 この協定は、甲の要請に基づき、甲が行う災害時の妊産婦等への医療救護活動及び支援等に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

(要請)

第2条 災害時において必要と認めた場合は、乙に対し、第4条に規定する活動の範囲において協力を要請することができる。

2 乙は、前項の要請を受けたときは、助産師を派遣するものとする。

(助産師に対する指揮)

第3条 助産師が行う妊産婦等に対する医療救護活動及び支援等に関する指揮は、乙の長を通じて行うものとする。

(助産師が実施する活動の範囲)

第4条 乙が派遣する助産師は、甲が指定緊急避難場所又は災害現場等に設置する救護所、その他甲が指定する場所において、次の各号に掲げる事項を実施するものとする。

- (1) 妊産婦に対する保健指導及び心身のケア
- (2) じょく婦又は乳児に対する保健指導及び心身のケア
- (3) 医療機関等への搬送の要否の判断に関する助言と連絡調整の協力
- (4) その他必要な事項

(助産師の移動手段)

第5条 甲は、妊産婦等への医療救護活動及び支援等が円滑に実施できるよう、助産師の移動手段の確保について、必要に応じて支援を行うものとする。

(医薬品等の供給)

第6条 甲の要請に基づき、乙が派遣する助産師が使用する医薬品等は、当該助産師が携行するものとする。

2 甲は、乙の派遣する助産師が医薬品又はその他の資材を必要とする場合は、可能な範囲で供給するものとする。

(費用弁償)

第7条 甲の要請に基づき、乙が医療救護活動及び支援等を実施した場合に要する次の各号の費用は、甲が負担する。

- (1) 助産師の派遣に要する経費
- (2) 助産師が携行した医薬品等を使用した場合の実費弁償

2 前項の規定による費用弁償等の額は、甲乙協議のうえ、別に定めるものとする。

3 本条第1項及び第2項の規定にかかわらず、災害救助法(昭和22年法律第118号)が適用された場合は、その定めるところによるものとする。

(損害補償)

第8条 甲の要請に基づき、医療救護活動及び支援等に従事した助産師が、そのために負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合には、甲、乙は誠意をもってその補償を協議し、別に定める範囲において補償を行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、災害救助法が適用された場合は、その定めるところによるものとする。

(平時からの連携)

第9条 乙は、妊産婦等への医療救護活動及び支援等が円滑に実施できるよう、災害時の組織体制等を定めた医療救護計画を策定し、これを甲に報告するものとする。

2 乙は、要請に基づき直ちに対応できる体制を確保するため、連絡体制、連絡方法及び連絡手段について、あらかじめ連絡責任者を定め、平時から連絡調整に努めるものとする。

3 乙は、平時から甲との連携により、妊産婦等のための災害への備えに関する啓発、助言等を通じて、防災対策の推進を図るとともに、甲の依頼に基づき、甲が指定する防災訓練に可能な限り参加するものとする。

(細目)

第10条 この協定を履行するための必要な事項については、医療救護活動実施細目に定める。

(有効期間)

第11条 この協定書の有効期間は、協定締結の日から令和5年3月31日までとする。ただし、協定期間満了の日の1か月前までに、甲及び乙いずれからも協定の解除又は変更について申出がないときは、さらに1年間この協定を延長したものとみなし、その後も同様とする。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、関係法令の定めによるもののほか、甲乙協議のうえ定める。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙は署名押印のうえ、各1通を保有する。

令和4年5月6日

甲 長野県上田市大手一丁目11番16号
上田市
上記代表者 上田市長 土屋陽一 印

乙 長野県松本市島内4660-4 稼ぐ家姫13号102号室
長野県助産師会上小地区
上記代表者 地区長 竹内由美 印

医療救護活動実施細目（第10条関係）

（要請）

1 甲からの要請は、業務の内容、場所及び期間を明示した災害時支援要請書（別記様式第1号）により行うものとし、要請内容は、甲及び乙による調整のうえ決定する。ただし、緊急を要する場合は電話等により行い、その後速やかに災害時支援要請書を送付する。

（医療救護計画の変更）

2 乙は、医療救護計画を変更したときは、その都度、甲に報告する。

（実施報告）

3 乙は、協定書第2条の規定に基づき助産師を派遣したときは、医療救護活動及び支援等の終了後、実績報告書（別記第2号様式）を甲に提出する。

（費用等の請求）

4 乙は、協定書第7条に定める費用弁償等の請求をする場合には、次の各号に定める書類を添付して、甲に提出する。

（1）助産師派遣に要する経費

実施弁償請求書（別記第3号様式）

助産師名簿（別記第4号様式）

（2）助産師が携行し使用した医薬品等

請求書（医薬品等費用弁償）（別記第5号様式）

物資受払状況（別記第6号様式）

（3）その他活動に係る報告

助産師活動報告（別記第7号様式）

（事故報告）

5 乙は、協定書第2条に基づく医療救護活動及び支援等のため、助産師が負傷し、疾病にかかり、又は死亡したときは、医療救護活動事故報告書（別記第8号様式）を甲に提出する。

（費用弁償等の額）

6 協定書第7条第2項に定める費用弁償の額は、実費弁償によるものを除くほか、災害救助法施行細則（昭和34年長野県規則第3号）の規定を準用する。

（費用の支払）

7 甲は、第7条に定める費用弁償等について乙から請求を受理した場合は、関係書類を確認のうえ、速やかに支払うものとする。

（別記様式省略）